

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書

令和7年9月

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

## 【目次】

序章	1
第1章. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議	3
(1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見	3
ア 法の執行について	3
イ 法の規定並びに法改正の要否及び立法事実の有無について	4
ウ 周知啓発について	4
(2) 会議の開催状況	5
ア 第1回	5
イ 第2回	8
第2章. 不当寄附勧誘防止法のあらまし	11
(1) 「法人等」の定義（法第1条）	11
(2) 「寄附」の定義（法第2条）	11
(3) 配慮義務・禁止行為（法第3条～第5条）	12
ア 配慮義務（法第3条）	12
イ 禁止行為（法第4条・第5条）	13
(4) 配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第6条・第7条、第16条～第18条）	14
ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置（法第6条）	14
イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第7条、第16条～第18条）	15
(5) 寄附の意思表示の取消し（法第8条・第9条）	15
(6) 債権者代位権の行使に関する特例（法第10条）	16
(7) 法運用上の配慮（法第12条）	16
第3章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況	18
(1) 基礎的な取組	18
ア 全国の関係機関に対する事務連絡（通知）の発出	18
イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q&A形式）の公表	19
ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表	19

エ	処分基準等の策定及び公表	19
(2)	法人等向けの主な取組	20
ア	公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣	20
イ	文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣	20
ウ	法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催（消費者庁主催）	23
	（ア）目的	23
	（イ）開催実績及び説明内容	24
	（ウ）効果	26
エ	私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）	27
(3)	個人向けの主な取組	28
ア	周知・啓発用チラシの公表	28
イ	政府広報との連携	29
ウ	周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示	31
	（ア）関係機関等への配布実績	32
	（イ）東京メトロ駅構内への掲示	32
エ	広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信	32
オ	社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿	34
カ	不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表	34
	（ア）内容	35
	（イ）「消費者力」の育成・強化との関係	36
キ	不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」の公表	39
<b>第4章</b>	<b>寄附に関する情報の受付状況</b>	<b>41</b>
(1)	情報を収集するための3つの窓口	41
(2)	各窓口の特性	41
ア	消費者庁ウェブフォーム	42
イ	全国の消費生活センター等	47
ウ	靈感商法等対応ダイヤル	47
(3)	受付情報件数の推移	49
ア	窓口別の受付情報件数	49

イ	事件の受理	50
(ア)	概要	50
(イ)	受理件数の推移	51
(ウ)	窓口別の受理率	53
<b>第5章</b>	<b>嫌疑情報に対する調査の状況</b>	<b>54</b>
(1)	事件の調査及び処理	54
(2)	調査の結果	55
ア	公表時における処理区分	55
イ	各期の処理件数	55
ウ	嫌疑情報に基づく対象法人等	57
(ア)	類型の整理	57
(イ)	対象法人等の類型別の処理件数	57
(ウ)	処理区分別の対象法人等の類型別件数	58
エ	調査対象事件の代表的事例	60
(ア)	寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	60
(イ)	匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	76
(ウ)	法律施行日前の事案と認められるもの等	77
(3)	調査の実態	78
ア	調査期間	78
イ	法人登記照会状況	80
ウ	文書による照会等の実施状況	80
エ	事情聴取の状況	81
(ア)	概況	81
(イ)	情報提供者に対する事情聴取の実施状況	82
(ウ)	被勧誘者に対する事情聴取の実施状況	83
(エ)	情報提供者と被勧誘者の相関関係	84
オ	被勧誘者の実態	86
(ア)	性別・年代	86
(イ)	居住都道府県	89

カ	情報提供者の実態.....	91
(ア)	情報提供者の身分.....	91
(イ)	性別・年代.....	92
(ウ)	居住都道府県.....	95
<b>第6章</b>	<b>違法情報を看過しないための補完的な取組</b> .....	<b>97</b>
(1)	関係情報の分析.....	97
ア	関係情報の類型化.....	97
イ	類型別の受付件数.....	100
ウ	情報提供者の類型.....	101
エ	情報提供者別の関係情報の類型別件数.....	102
(ア)	当事者本人.....	102
(イ)	配偶者.....	103
(ウ)	当事者の親.....	104
(エ)	当事者の子.....	105
(オ)	当事者の兄弟姉妹.....	106
(カ)	当事者の親族.....	107
(キ)	当事者の友人、知人、代理人等.....	108
オ	関係法人等の類型.....	109
(ア)	類型の整理.....	109
(イ)	関係法人等の類型別関係情報受付件数.....	110
カ	関係法人等別の関係情報の類型.....	111
(ア)	宗教団体.....	111
(イ)	宗教団体以外.....	112
(ウ)	関係法人等不明.....	113
(2)	寄附に関する消費生活相談の傾向分析	
～	PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～..	115
ア	概要.....	115
イ	分析方法.....	116
(ア)	対象データ.....	116

(イ) キーワードの変更等に対する措置.....	116
ウ 分析結果.....	118
(ア) 全体の傾向.....	118
(イ) 商品別分類の付与状況.....	119
(ウ) 商品キーワードの付与状況.....	119
(エ) 内容等キーワードの付与状況.....	119
(オ) 寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別.....	123
(カ) 内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数.....	128
(3) 警察に対する協力要請.....	135
ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請.....	136
イ 幹部警察官に対する寄附法講義.....	138
<b>第7章. 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取.....</b>	<b>140</b>
(1) 意見聴取の実施方法及び実施状況.....	140
(2) 法に関する各団体等の主な意見.....	141
ア 全国靈感商法対策弁護士連絡会.....	141
イ 全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護士団.....	146
ウ 不当な勧誘行為による被害者.....	151
(ア) 被害実態に関する内容.....	151
(イ) 法律の規定及びその効果に関する内容.....	154
(ウ) 消費者庁における法運用及び周知・啓発の取組に関する内容.....	160
(エ) その他の内容.....	163
エ 公益財団法人日本宗教連盟.....	165
オ 特定非営利活動法人セイエン.....	169
カ 公益財団法人日本非営利組織評価センター.....	171
キ 社会福祉法人中央共同募金会.....	175
ク 日本赤十字社.....	176
(3) 総括.....	176
ア 法の実効性及び改正の必要性に関する意見.....	176
イ 消費者庁における法運用に関する意見.....	176

ウ	消費者庁における法の周知・啓発に関する意見	177
エ	献金勧誘被害の実態に関する意見	178
オ	寄附をめぐる社会情勢に関する意見	179
カ	令和6年7月11日の最高裁判決に関する意見	180
キ	法の各規定の内容に関する意見	180
	(ア) 法第1条に関する意見	180
	(イ) 法第2条に関する意見	180
	(ウ) 法第3条に関する意見	180
	(エ) 法第4条に関する意見	180
	(オ) 法第5条に関する意見	181
	(カ) 法第8条・第9条に関する意見	181
	(キ) 法第10条に関する意見	181
	(ク) 法第11条に関する意見	182
	(ケ) 法第12条に関する意見	182
ク	その他	182
<b>第8章 経済社会情勢の変化等に関する資料</b>		<b>184</b>
	(資料1) 不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析事業報告書	185
	(資料2) 不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書	243
<b>参考資料</b>		<b>340</b>
	(参考資料1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	341
	(参考資料2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について (令和5年4月17日消政策136号)	348
	(参考資料3-1) 執行アドバイザーの委嘱について (令和5年3月31日)	351
	(参考資料3-2) 執行アドバイザーの委嘱について (令和7年4月1日)	353

## 序章

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)(以下「不当寄附勧誘防止法」又は「法」という。)は、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として令和4年12月10日に成立し、同年12月16日に公布された。そして、一部の規定を除いて令和5年1月5日に施行され、禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定<sup>1</sup>については同年4月1日に、禁止行為及び取消権の一部の規定<sup>2</sup>についても同年6月1日に施行され、同日をもって全ての規定が施行された。

法附則第5条では、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、令和7年6月1日をもって法の全面施行から2年が経過したことから、消費者庁において、本報告書のとおり、同規定に係る検討を行った。

その結果、法の全面施行から2年を経過した現時点(令和7年9月18日現在)において、法改正すべき立法事実は認められなかったが、今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、その内容によって、必要に応じて検討していくこととする。また、法の執行及び周知・啓発に関して、更なる充実を図っていくこととする。

本報告書は、その検討過程と内容を明らかにするものである。

検討に当たっては、まず、法附則第5条の「この法律の規定の施行の状況」を勘案するため、議論の前提として法のあらましを総覧した上で(本報告書第2章)、法の厳正な運用のためには法の周知・啓発が重要であることから、その状況についてもまとめるとともに(第3章)、寄附に関する情報の受付状況及び嫌疑情報に対する調査の状況について、施行から2年間の総括を行った(第4章及び第5章)。関連して、違法情報を看過しないための補完的な取組についても振り返りを行った(第6章)。

---

<sup>1</sup> 法第5条、第2章第3節、第6章

<sup>2</sup> 法第4条第3号及び第4号、第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。)

また、法附則第5条の「経済社会情勢の変化」を勘案するため、不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・分析並びに不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査を実施した（第8章）。

さらに、参議院の附帯決議<sup>3</sup>において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされたことを踏まえ、消費者庁において、多様な方々を対象に法に関する意見聴取を実施した（第7章）。

これらを踏まえ、寄附の勧誘等に関する優れた知見を有する有識者からなる会議において、これらの結果を踏まえて検討に係る助言を受けるべく、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー<sup>4</sup>を構成員とする「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」を開催した（第1章）。

本報告書では、分かりやすさの観点から、検討過程全体を総覧して総括的な議論を行った「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」からの意見を第1章に記載した上で、同会議における議論の基礎資料を第2章から第8章で収録している。

---

<sup>3</sup> [https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f421\\_121001.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f421_121001.pdf)

<sup>4</sup> 参考資料3-1及び参考資料3-2参照。